2015年4月号 No. 472

JCAW

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

ワシントンDC日本商工会会報

4月号 2015年 No. 472

目次

- ウィットマン高校「グローバルビジネス」授業での講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第19回商工会テニス＆ポトラック・パーティー開催報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ワシントニアンと音楽を紡いで
三菱東京UFJ銀行　寺澤秀光・・・・・・・・・・・・・・・5
- 広告募集のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 米国での生活と移民法
第二回「I-9の管理しっかりできていますか？」
米国移民法弁護士　石田砂織・・・・・・・・・・・・・・・7
- 森 守弥子の「ワシントンでこの人に聞きたい！」
第3弾：S&R財団の久能祐子理事長
インタビュアー：森　守弥子（フジテレビ）・・・・・・12
- ワシントン月報（第113回）
米国弁護士　服部 健一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 今月の書評「いかなる代償も払う」
池原　麻里子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- ワシントン自転車散歩：第3回
「法規とマナーについて」
釣熊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 連載小説「ワシントニアン・イン・ラブ」
第三回　愛川 耀・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- English Rescue by Jennifer：
「日本人が間違いやすい英語表現（42）」・・・・・・30
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

今月の特集

「ウィットマン高校『グローバルビジネス』授業での講演」

米国三菱重工業、花井伸敏様によるベセズダのウィットマン高校インターナショナルビジネス科でのご講義「高い技術力で社会インフラを造る」の模様をレポート致します。P.2～

「第19回 商工会テニス＆ポトラック・パーティー開催報告」

本年度最初のスポーツイベントとなりました本大会。ポットラック・パーティーも同時開催で、お子様からご年配の方まで大勢の皆様にご参加頂き、大盛況の運びとなりました。P.4

「米国での生活と移民法」

先月よりスタートしました米国移民法弁護士の石田様による本コラム。今号では、企業が従業員を雇用する際、従業員が合法的に就労可能であることを確認するための重要書類「I-9」の管理の仕方について、ご教授頂きました。P.7～

「森 守弥子の『ワシントンでこの人に聞きたい！』」

第3弾の今月は、日米両国で製薬会社を立ち上げ新薬の開発にも成功され、また、科学者や芸術家らを支援するS&R財団の理事長としてもご活躍されている久能祐子さんにお話をお伺いしました。P.12～

「ワシントン自転車散歩」

今月は「法規とマナー」についてご執筆頂きました。安全に自転車散歩を楽しむためにも、ルールとマナーをしっかり励行したいですね。美しく開花した桜見物にサイクリングはいかがですか？ P.23 ～

ウィットマン高校「グローバルビジネス」授業での講演
～高い技術力で社会インフラを造る～
米国三菱重工業、花井伸敏シニアバイスプレジデント

ワシントン日本商工会は、地域貢献事業の一環として、地元学校での訪問レクチャーを実施しており、過去、三菱商事、北米ホンダ、三井物産、日立アメリカ、伊藤忠商事などのワシントン事務所の歴代の所長が参画した。3月31日（火）、米国三菱重工業、花井伸敏シニアバイスプレジデントが、ベセズダにある名門校、ウォルト・ウィットマン高校で講演を行った。全校生徒約3,000人、4年生大学の進学率9割という高校での人気教科、「インターナショナルビジネス」のゲストスピーカーとして、同社の発電プラントや交通システムの主力製品や環境技術などについて講演された。普段、社会インフラを支える装置や大型システムについて接する機会の少ない生徒たちにとって、花井氏の講演は、インフラ技術が身近に感じられた特別授業だったに違いない。

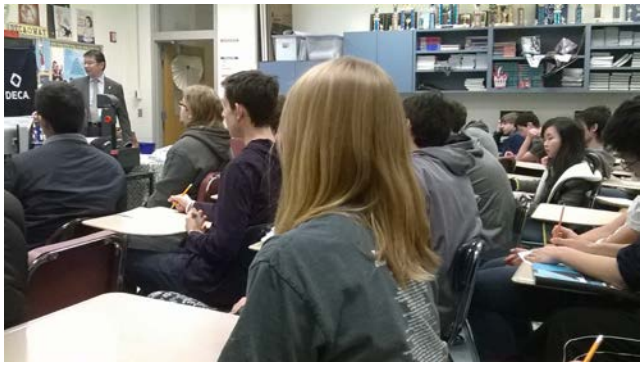

長崎の造船業を発端とする同社は、昨年創業130年を迎えた。現在、4つの事業領域（「エネルギー・環境」「交通・輸送」「防衛・宇宙」「機械・設備システム」）を基盤として、「更なる成長、更なる社会貢献」を目指しているという。花井氏は、2017年までに売上高5兆円を目指す「3ヵ年計画」を紹介し、久しく3兆円規模が続いた三菱重工業が新たな市場の開拓と新事業の開発に挑んでいることを説明された。米ゼネラル・エレクトリック（GE）など世界メガプレーヤーと肩を並べグローバルな成長を目指すために、今後、大規模なM&Aや投資を行うという。特に、日立製作所と事業統合した火力発電システム分野や米ボーイングなど航空機メーカーへの部品供給を、事業規模・収益拡大の「要」にしていくと力説された。

生徒たちは、700種類にも及ぶ同社製品の多様性やスケールの大きさに圧倒され、例えば、ドバイの全長75km（世界最長）の全自動無人運転システム「ドバイメトロ」や、最大水深6,500mまで潜航できる潜水艇の話を聞いて驚きの声をあげる生徒も見られた。また、エネルギー需要や地球温暖化問題を背景に、コンバインドサイクルや二酸化炭素（CO2）回収・貯留装置、LNG液化プラント向けのコンプレッサなどエネルギー・環境技術に注力していることを説明された。東日本大震災によるビジネスへの影響についても質問を受け、「従来よりも安全性が高い加圧水型原子力発電プラ

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ントを製造・導入する」と回答された。

プレゼンテーションの途中、クイズがありました。「この無人運送システム、見たことがありますか」との質問に、「空港のターミナルで見かけた」と生徒たちは即答。「どの空港でしょう」との問いに、「ダレス国際空港！」と正解が返ってきた。今回の講演では、イノベーションを続けること、社会に役立つ技術を創り出していくこと、グローバル展開をより加速していくことの重要性が強調された。講演を聞きながら、プリント一面ぎっしりコメントを書き込んでいた生徒たちは、技術で世界に挑む三菱重工業にインスピレーションを受けたにちがいない。「技術立国、日本ここにあり」を静かにアピールできた、またとない機会であったと言える。次回、ダレス空港で無人トラムに乗るとき「ああ、あのときのレクチャー」と、生徒たちは花井氏の話をきっと思い出すことだろう。

文責・写真：小林知代 / 石井芳奈子

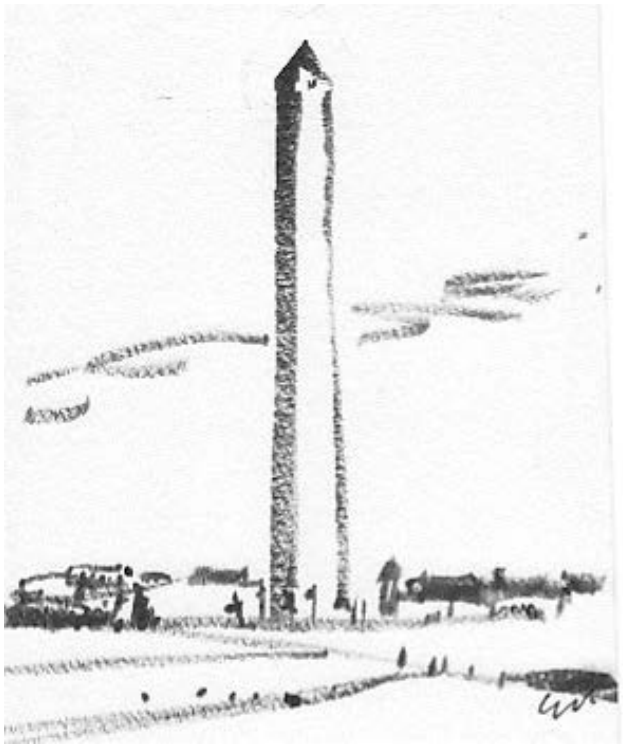

Illustration by Emi Kikuchi

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

第19回　商工会テニス＆ポトラック・パーティー開催報告

2015年3月吉日
担当理事　栗林/大山/須内

今年度の最初のスポーツ行事であり、通算第19回目となる「商工会テニス＆ポトラック・パーティー」を、3月7日（土）午後7時より、The Four Seasons Tennis Club（http://4seasonstennisclub.com/）にて開催致しました。

回を重ねて皆様に親しまれている本パーティーは今回も大盛況で、お子様からご年配者まで約70名の参加を頂きました。コートはインドア8面を貸切り、その内1面では大好評のキッズ向けと大人向けのレッスンを開催。経験者による丁寧なレッスンでテニスに親しみ、キッズスクールでは景品ありのゲームに子供たちもおおはしゃぎで楽しみました。残る7面では、初心者から上級者まで、腕前に応じたランダムの組合せによるダブルスの試合形式によるゲームを行い、初対面の方同士がペアを組んで息の合ったプレーを見せるなど、和気あいあいの雰囲気の中で親睦を深めあいました。

またコートが見渡せる2Fでは、ポトラックで持ち寄られたお料理に舌鼓を打ちながら、ゲームを観戦したり、会話に花を咲かせたりしながら、楽しいひと時を過ごすことができました。

開催にあたっては、商工会スポーツ委員の皆様、そして参加者の皆様からいろいろとお手伝いを頂いたお蔭をもちまして、怪我もなくスムースな運営ができました。改めましてお手伝いを頂いた皆様に御礼申し上げます。

本テニス大会は、商工会会員でなくとも、会員のご紹介があればどなたでも自由に参加ができます。次回は10月10日（土）の開催を予定しておりますので、皆様のご参加をお待ち申し上げます。

以上

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントニアンと音楽を紡いで

三菱東京UFJ銀行　寺澤英光

ワ：雲一点ない初夏の晴天の下、「ワッハッハ」と満面の笑みを見せる紳士淑女である。
シ：皆、揃いの「白（しろ）シャツ」、赤ネクタイ・スカーフで日の丸を模している。
ン：米国の首都に於いて、米人「ジョン・デンバー」の心を歌ってしまう勇気を持つ。
ト：官民協調を実践する、大使館員と商工会会員との「ジョイント・ベンチャー」である。
ニ：ワシントンの特性上、「任（にん）期満了」によりメンバーが頻繁に変わる。
ア：しかし、当地で営々と伝統を築いてきた、音楽を「愛（あい）する」集団である。
ン：RY氏から託された「バトン」を次世代に引継ぎ、3月を以って小生の任務は完了せり。

（大変お世話になり有難うございました。 音楽隊長　三菱東京UFJ銀行　寺澤英光）

2014年6月　大使公邸にて

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？

広告のイメージ図

JCAWでは、広告掲載の申し込みを承っております。
JCAWは500名以上の会員からなり、ワシントン地域の日本人社会に広く浸透しています。

是非、貴社の広告や宣伝にJCAW会報をご利用下さい。

会報の広告にリンクを設定する事により、クリック1回で、貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセスすることができます。年間契約でさらにお得になります。

JCAWウェブサイトのトップページには、バナー掲載など、各種オプションを取り揃えております。

詳しくは、JCAW事務局までお問い合わせ下さい。

ウェブサイトのバナーのイメージ図

料金体系（2013年11月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※1	1/4ページ	$50	$450	$70	$630
	1/2ページ	$100	$900	$120	$1,080
	1ページ	$200	$1,800	$240	$2,160
ウェブサイト※2	200px X 33px	なし	$300	なし	$750

※1 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。1年契約で1回割り引きとなります。（会報は年10回発行）
※2 ウェブサイトのバナーは年間契約のみとさせていただきます。（バナー作成を依頼する場合は、別途$50～対応いたします。お気軽にご相談ください。）

お問い合わせ先
Japan Commerce Assosiation of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., B2, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaw.org URL: www.jcaw.org

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

米国での生活と移民法
第二回 「I-9の管理しっかりできていますか？[1]」

米国移民法弁護士　石田砂織

日本企業がアメリカで事業を経営する際に以外と見落としがちなのが、I-9フォームのきちっとした管理です。統計的に見て大体50% のI-9になんらかのエラーがあるのはご存知ですか？

I-9の管理を怠ると、I-9の書類に間違えがある従業員一人当たりに罰金が科せられるため、すぐに大きな額になりかねません。2014年度に課せられた罰金も、数千ドル前後のものから数百万ドルに及ぶものまで様々です。場合によっては罰金だけではなく、会社の経営者、人事担当者が刑事的責任を取らされる場合もあります。

また、移民税関捜査局（ICE - Immigration and Customs Enforcement の略）による 企業へのI-9監査はここ数年で急増し、2007年の250件から2012年には3千件を超える監査が入りました。また、I-9監査の結果、企業へ課された罰金の合計も2009年度の約100万ドルから2013年には1,300万ドルに増えました[2]。

I-9の監査の通知が移民税関捜査局より届いてから監査が実際に入るまでは3日しかありません。そのため、日頃から万が一の監査に備えてI-9管理をしっかりする必要があるでしょう。そこで今回は、I-9の管理の基本と、よくあるI-9の間違えについて書きました。

＜I-9とは何か＞

I-9とはアメリカにある企業が従業員を雇う際、各従業員がアメリカで合法的に就労が可能であることを確認するための書類です。雇用者は、国籍に関係なく、1986年11月6日以降に雇われた従業員全員に対してI-9の書類を作成、管理する義務があります。I-9の記録を維持する期間は従業員が入社した日から3年目か退社した日から1年目のどちらか長い方です。

I-9フォームは移民局のこちらのウェブサイトから手に入ります。また、I-9フォームに伴うアメリカでの就労資格を証明する書類のリストA、B、Cをこの記事の終わり（P.11）に資料として添付しましたので、ご参考にしてください。

I-9フォームは大まかに3つのセクションに分かれています。セクション1は新しく入社した従業員により記入、署名が必要な部分です。この部分は社員が入社した当日に記入を完了する必要があります。セクション1は入社した従業者が名前や住所などの個人情報とアメリカ国籍保持者、永住者、もしくは就労ビザ等その他の就労資格を持っているものかの確認をする部分です。必要であれば、

1　本文に書かれている情報は、執筆時点のものです。その後の法改正 などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

2　http://www.usatoday.com/story/money/business/2012/12/23/audits-illegal-immigrants/1787213/

© 2015 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

従業員の翻訳者が必要事項を記入することは許されておりますが、その際は必ず、翻訳者の情報の記入と署名が必要となります。また、セクション1は従業員により記入される欄ですが　、この部分に間違えがある場合、責任を取らされるのは雇用者側ですので、十分注意が必要です。

セクション2と3は雇用者となる企業の担当者（人事部長など）により記入、署名が必要な欄です。セクション2は新しい社員が入社した日から3営業日以内に記入を完了しなくてはなりません。セクション2は企業の担当者が、従業員のアメリカでの就労資格を証明する書類の原本を手に取り確認したことを記し、署名する部分です。従業員は就労資格証明書類のリストAにあるものからの一点か、もしくはリストBとリストCにある書類の中から一点ずつを選んで提示しなくてはなりません。セクション3は、企業の担当者がセクション1にある従業員の就労資格に期限がある場合、もしくは一度退社した従業員を再度雇用する際など、I-9を更新する時に記入する部分です。

移民法の変化によって、I-9の記入や管理方法のベストプラクティスも変わってきます。また、I-9フォームも定期的に更新されますので、I-9担当者も、常に最新の知識を維持しなくてはなりません。現在のI-9に関する基本情報は、以下の移民局ウェブサイトに詳しくありますのでご参考ください。

- 雇用者用マニュアル→ http://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Verification/E-Verify/E-Verify_Native_Documents/E-Verify_Manuals_and_Guides/M-274-Handbook-for-Employers.pdf
- USCIS I-9 Central →http://www.uscis.gov/i-9-central
- I-9ウェビナー→ http://www.uscis.gov/i-9-central/form-i-9-webinar-demand
- I-9違法行為罰金の仕組み → http://www.uscis.gov/i-9-central/penalties

＜よくある間違え＞

一見簡単に見えるI-9フォームの管理ですが、日本人を含め外国人を多く雇う企業にとっては困難です。例えば、米国籍を持っている人を雇う場合とEビザを持っている駐在員を雇う際はI-9の記入の仕方や書類の管理の仕方が違ってきます。永住者を雇う場合、I-9を更新するかどうかは最初に提示された書類によって異なります。かといって、アメリカ国籍を持っていない者に対して、I−9を記入するために特定の書類を要求するようなことをすると差別行為とみなされてしまい、罰金の対象となります。そこで、下記にI-9の記入や管理の際にある最も一般的な間違いをまとめてみました。

1. 必要事項の記入漏れや間違い
   a. セクション1の欄で名前、特に結婚前の姓名など、複数の名前がある場合の記入がない。
   b. 永住権所持者なのにA番号が抜けている 。
   c. セクション1の従業員の就労資格の選択肢に記入がない、または1つ以上の選択肢が書かれている。例えば、永住権と米国籍の両方が選択されている場合。
   d. セクション2に企業担当者が記入する従業員の就労資格に関する情報が間違っている、または不完全な場合。例えば、I−94の期限の記入がない場合。
   e. 翻訳者の情報が書かれていない場合。
   f. 署名や日付が記入されていない場合。

© 2015 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

2. I-9の期限ミスなどタイミングの間違え
   a. I-9を記入、署名する日付が、期限切れの場合。例えばセクション2への記入が遅れ従業員が入社してから1週間経ってしまった場合。
   b. 逆に、I-9セクション1を従業員が内定のオファーに同意する前に記入した場合。
   c. I-9の更新が必要なのに、従業員の就労資格証明の更新がセクション3に記入されてない場合。例えばL−1ビザで働いている従業員のI−94の期限が切れる前にセクション3が記入されない場合。

3. 企業担当者による、就労資格確認のミス
   a. 企業担当者が、就労資格の証明書類の原本を確認するのではなく、コピーを見ただけでセクション2に記入、署名してしまう場合。

4. 企業担当者が必要以上に就労資格の証明書類を要求
   a. リストAにある有効な労働許可書（Employment Authorization Document）を提示した従業員に対して、この他に運転免許証などリストBやCにある書類を要求する場合。
   b. E-Verifyをしていない企業なのにソーシャルセキュリティー番号の記入を必須とする。
   c. 入社当初有効なグリーンカードを提示した従業員に対し、グリーンカードの期日が切れたので新たな書類を要求するといった間違え。（グリーンカードを提示した場合はカードのI-9の更新の必要はありません。）

5. 企業担当者が、従業員に対して特定の書類を要求
   a. 例えば、就労資格の証拠となる書類のリストを従業員に渡し、「リストAにある書類の一点か、リストBとCにある書類の一点ずつを提示してください。」と説明するのではなく、「グリーンカードを見せてください」だとか、「I−94カードを必ず持ってきてください」と要求することは差別行為とみなされます。

6. I-9書類を保存する上での間違い
   a. パスポートやビザなど外国人労働者の書類のコピーはI−9と一緒に保管してあっても、米国籍を持つ従業員の書類のコピーは保管しない場合。これも、差別行為とみなされる可能性があります。
   b. 4年間働いて退社した従業員のI-9の書類を退社後1年待たずに処分してしまった場合。

＜I-9の自己監査＞

上記のようなちょっとした間違えでも、放置しておくと多額の罰金につながってしまいます。従って、間違えがあるかどうか、企業内で年に1、2回ほど定期的にI-9の自己監査をすることが望ましいでしょう。監査をする際は、移民法の弁護士など外部の専門家に依頼するとI-9を記入した際担当者が気づかなかった間違いも把握できるでしょう。

＜もし間違えを見つけたら＞

もし、企業内の自己監査でI-9に間違えを見つけたら、どう対応したらいいのでしょうか？ I-9に訂正を加えた結果かえって問題を起こしてしまう場合が多くあるので注意が必要です。特に、間違え

© 2015 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

があったことを隠すような小細工をすることは罰金の増加につながります。従って、間違えがあるI-9や不完全なI-9 は処分をするのではなく、訂正をしたものと一緒に保存する必要があります。

また、既存のI-9に訂正をする場合は、間違って記入された部分を読めるよう保存しながら訂正事項を記入する必要があります。例えば、ホワイトアウトなどの修正ペンを使わず、赤のペンなどで間違った部分に一線を引き訂正事項を記入、そして訂正の日付と、訂正をした者のイニシャルを記す必要があります。この際、誰がどのセクションを訂正するのかにも注意してください。セクション1であれば従業員、セクション2、3であれば企業の担当者が修正を加える必要があります。また、日付や署名がないI-9には同じく色の入ったペンで署名と日付を記入する必要がありますが、その際、署名が入るべきであった日付（セクション1であれば入社日、セクション2であればその3日以内）を記すのではなく、実際に署名をした日付を正直に記入する必要があります。更に、場合によってはどうして訂正をするに至ったかの説明を簡単にした用紙を添付すると良いでしょう。

＜企業組織再編の際のI-9の管理＞

他社と吸収合併する場合I-9の管理には特に注意が必要です。例えばA社がB社を買収し合併した場合、A社は合併後B社から来る従業員のI-9を管理するにあたり、1）B社から入ってくる従業員全員に新しいI-9書類の作成をする方法と、2）B社が合併以前に作成したI-9をそのまま引き継ぐという方法があります。上記2）を選択する場合は、B社のI-9書類の間違えがA社の責任となってしまうので注意が必要です。できれば合併前に、B社のI-9の監査を行うなどして、他社合併の結果I-9の管理に伴うリスクを少しでも減らす努力をすると良いかもしれません。

＊I-9フォームに伴うアメリカでの就労資格を証明する書類のリストA、B、Cは次項に添付。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

石田砂織プロフィール：

アメリカ移民法専門家として10年以上の経験を持つ弁護士。イミグレーショングループ法律事務所、バーンズ ＆ ソーンバーグ 法律事務所を経て独立し、Ishida Immigration Law PLLCを設立。アメリカでビジネスを営む日系企業を含む様々な法人、個人のクライエントに幅広く移民法のサービスを提供している。ニューヨーク州、ワシントンD.C.にて弁護士資格を持つ。米国移民法弁護士協会（AILA）所属。お問い合わせ、ご相談をご希望の方はcontact@ishidaimmigration.comか（202）656-8778までご連絡下さい。

© 2015 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

LISTS OF ACCEPTABLE DOCUMENTS
All documents must be UNEXPIRED

Employees may present one selection from List A
or a combination of one selection from List B and one selection from List C.

LIST A Documents that Establish Both Identity and Employment Authorization	OR	LIST B Documents that Establish Identity	AND	LIST C Documents that Establish Employment Authorization
1. U.S. Passport or U.S. Passport Card		1. Driver's license or ID card issued by a State or outlying possession of the United States provided it contains a photograph or information such as name, date of birth, gender, height, eye color, and address		1. A Social Security Account Number card, unless the card includes one of the following restrictions: (1) NOT VALID FOR EMPLOYMENT (2) VALID FOR WORK ONLY WITH INS AUTHORIZATION (3) VALID FOR WORK ONLY WITH DHS AUTHORIZATION
2. Permanent Resident Card or Alien Registration Receipt Card (Form I-551)		2. ID card issued by federal, state or local government agencies or entities, provided it contains a photograph or information such as name, date of birth, gender, height, eye color, and address		2. Certification of Birth Abroad issued by the Department of State (Form FS-545)
3. Foreign passport that contains a temporary I-551 stamp or temporary I-551 printed notation on a machine-readable immigrant visa		3. School ID card with a photograph		3. Certification of Report of Birth issued by the Department of State (Form DS-1350)
4. Employment Authorization Document that contains a photograph (Form I-766)		4. Voter's registration card		4. Original or certified copy of birth certificate issued by a State, county, municipal authority, or territory of the United States bearing an official seal
5. For a nonimmigrant alien authorized to work for a specific employer because of his or her status: a. Foreign passport; and b. Form I-94 or Form I-94A that has the following: (1) The same name as the passport; and (2) An endorsement of the alien's nonimmigrant status as long as that period of endorsement has not yet expired and the proposed employment is not in conflict with any restrictions or limitations identified on the form.		5. U.S. Military card or draft record		5. Native American tribal document
		6. Military dependent's ID card		6. U.S. Citizen ID Card (Form I-197)
		7. U.S. Coast Guard Merchant Mariner Card		7. Identification Card for Use of Resident Citizen in the United States (Form I-179)
		8. Native American tribal document		
		9. Driver's license issued by a Canadian government authority		8. Employment authorization document issued by the Department of Homeland Security
6. Passport from the Federated States of Micronesia (FSM) or the Republic of the Marshall Islands (RMI) with Form I-94 or Form I-94A indicating nonimmigrant admission under the Compact of Free Association Between the United States and the FSM or RMI		**For persons under age 18 who are unable to present a document listed above:**		
		10. School record or report card		
		11. Clinic, doctor, or hospital record		
		12. Day-care or nursery school record		

Illustrations of many of these documents appear in Part 8 of the Handbook for Employers (M-274).

Refer to Section 2 of the instructions, titled "Employer or Authorized Representative Review and Verification," for more information about acceptable receipts.

© 2015 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

森 守弥子の「ワシントンでこの人に聞きたい！」第3弾
S&R財団の久能祐子理事長

インタビュアー：森　守弥子（フジテレビ）

ワシントンで「この人に聞きたい！」インタビュー第3回目は成功率が100万分の1で、1回につき15年、しかも費用は800億円から1,000億円はかかると言う新薬の開発にこれまでに2回も成功し、日本とアメリカの両方の国で製薬会社を立ち上げて創薬ベンチャーのCEO（最高経営責任者）として財を成した起業家で、科学者や芸術家らを支援するS&R財団の理事長でもある久能祐子さんにお話を伺いました。

S&R財団理事長の久能さん

【久能祐子さん略歴】

1954年、山口県下松市生まれ。京都大学大学院工学研究科博士課程修了。工学博士。ドイツ留学後、新技術開発事業団（現・科学技術振興機構）で生命科学分野の研究に携わる。1989年には株式会社アールテック・ウエノを医薬品の研究開発、製造販売を目的に設立し、パートナーの上野隆司博士が1980年代に発見した「プロストン」に基づく医薬品の第1号、緑内障及び高眼圧症治療薬であるレスキュラ®点眼液を開発、1994年世界に先駆けて日本で発売。1996年には上野氏と共にアメリカでスキャンポ・ファーマシューティカルズ社を起業し、CEO（最高経営責任者）として新しい医薬品の開発、商品化に取り組む。2006年には第2の「プロストン」医薬品となる「アミティーザ」が、FDA＝米国食品医薬品局から特発性慢性便秘治療薬として販売許可承認を得るのに成功した。2007年には、スキャンポ社をナスダック市場に上場、翌2008年には大阪証券取引所ヘラクレス（現ジャスダック）にアールテックウエノ社を上場。一方で2000年には若い芸術家、科学者への支援を行うS&R財団を設立し、現在は理事長として様々な社会貢献を行っている。

Q：これまで新薬の開発に2回も成功し、創薬ベンチャーのCEOとして成功されましたが、そもそも小さい頃はどんな子供で何になりたかったのですか？

A：私は山口の下松市で3人兄弟の真ん中の子供として生まれました。2つ上の姉は非常に活発で、とても目立つ魅力的な人だったので、その後ろをいつも付いて行く感じでした。私自身は大人しい、かなりシャイな子供でした。当時から空想が大好きでいつも何かを想像して考えていましたね。また好きな事を始めると忍耐強く続けて行く性格ではありました。小学生の頃から家の設計などに興味があったので将来は建築家か外交官になりたいと思っていました。

Q：いつ頃から科学者を志すようになったのですか？それは何故？

A：中学、高校時代は実は人に会うのは苦手だったので、感情が入らず、事実だけで答えが出るような学問が向いているなと思い始め、高校の頃には理科系に進学しようと決心しました。当時、理

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

科系のクラスは男子生徒ばかりで、5クラスあるうち1クラスだけ女子生徒がいたのですが、その1クラスにも40人中女の子は8人しかおらず、当時からかなりの男性社会の中で生きて来ました（笑）。人が苦手で相手にできるのはせいぜい「微生物」位が丁度良かったので（笑）、大学でも工学部に進み、工学博士を目指すようになりました。

Q：その後ドイツに留学されていますがきっかけは？ドイツで何を学びましたか？

A：博士課程に入った時の工学部の担当の教授がそれまで女性の科学者を育てた事がなく、私の指導をどうやってすればいいかと悩んでいたらしいのですが（笑）、ある日その教授から「ミュンヘン工科大学で良く知っている先生がリサーチャーを探しているのだけど行ってみませんか？」と言ってくれたのがきっかけです。ドイツには女性の科学者も大勢いるので私にはいい環境だと考えてくれたようで、私も迷わず「行きます！」と即決しました。

ドイツの研究室では英語が第一言語で、最初は英語が全然通じず苦労しましたが、必要に迫られて話しているうちにだんだん英語もできるようになりました。ドイツではやはり女性の大学院生が多かったのが印象的でしたね。それから**「自分がやりたいことをやる」「それが出来る場所に移動する」「自分で考えて、人がやっていないことをやって行く」**と言う感覚の人が多かったのでそう言うことを直に学びました。当時の日本ではまだそういう感覚の人があまりいなかったので、ミュンヘンに行った事は人生の中でもかなり大きなターニングポイントとなりました。

Q：ドイツから帰国後、新技術開発事業団のプロジェクトに参加し、後にパートナーとなる上野隆司氏と出会われていますが？

A：ドイツにそのまま残らないかと言う話もあったので日本にいったん戻ってPhDを取ったらまたドイツに戻ろうと思っていたのですが、博士課程終了後に日本でもいったんは就職活動をしてみようかと考えて、まず1年だけ三菱化成生命科学研究所と言うところで働いてから、新技術事業団に移りました。その頃までには人間が苦手だと言う意識も和らいでいたので（笑）、そろそろ人間を扱ってもいいかなと思って研究テーマを変える事にしたのです。

久能さんと上野さん

上野は新技術事業団で3つグループがあるうちの1つのグループリーダーで、まだ30歳になったばかりでした。慶応の医学部を卒業し、コロンビア大学やコールドスプリングハーバー研究所に留学した後、日本に戻って来たところで出会いました。研究者はカリカリした人が多いのですが、上野は非常に穏やかで、アイデアの出し方が天才的、今まで会った事がないタイプの人でした。

上野は当時、既にプロストン仮説を構想していたのですが、**「自分の仮説が当たったらすごく大きなものが背景に隠れているかもしれない。中枢神経や細胞修復過程で何か特殊な役割を持っているものではないかと思う」**とこっそり私に打ち明けてくれました。それを聞いて**「すごく面白い着眼点。もし本当に薬になるとしたら安全性の高い薬になるだろう」**と感じました。それから私も仮説が正しいかどうか一緒に実験を行うようになったのですが、実験結果が全て「仮説が正しい」事を示唆していたので、多分、上野の仮説は正しいのだろうと確信するようになりました。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

Q:科学者の道から創薬ビジネスに入ろうと思ったきっかけは？

A:上野と一緒にスポンサーを探していたところ、上野製薬の社長だった上野の父が「うちの工場のスミで良かったら提供するよ」と言ってくれたので、新技術事業団を辞めて移る事にしました。でもまだ当時の私は研究に対する関心の方が強くて、この発見が薬になるとまでの確信はありませんでした。上野の父が年間5,000万程を資金援助してくれ、1年程研究を続けた頃には「多分これは薬になるだろう」と言う段階まで進みました。

起業家の卵たちと

そこで上野製薬の中に「医薬品事業部」を作ってもらったのですが、あまりに薬の開発にお金がかかると言う事がわかり、そのうち上野の父は**「こんな危ないことから手を引きたい」**と言い始めました。妥協策として開発銀行から20億円程お金を借りる事にし、その際上野の父が土地等を担保にしてお金の工面をしてくれました。その後、上野製薬からは50億借り、その他から10億程借りたので当時合わせて80億もの借金を作ってしまいました。ある日上野の父から社長室に呼び出され**「久能君、ワシが貸した金は返してくれよな」**と迫られ、上野は**「川に飛び込むしかない」**と思い詰めたようですが、私は**「ここでやめれば全額が損金となります」**と訴え諦めませんでした。

上野の父の言葉を受け**「借りたお金は返さなければいけない。そのためにはビジネスで成功するしかない」**と覚悟を決め、私は研究者ではなく今後は創薬ビジネスの世界に入ろうと決意しました。私は**「絶対に80億円返せる」**と考え、エクセル表で**「1992年に厚生労働省に申請して、94年には新薬の販売を開始し、2002年には全額返済出来る」**との試算を作りました。その計画を進めるために当時、まだ許可も出ていない段階で薬の販売権を売ることに決め、広告を出し、その中で一番いい条件だった藤沢薬品との提携に踏み切りました。藤沢薬品は10億円の資金や人材を提供してくれたのですが、その後私がエクセルで作った計画通りに、1994年に緑内障を治療する**「レスキュラ点眼液」**を世に送り出すことが出来ました。かかった費用は**計80億円**なので新薬製造にかかる平均的な資金の10分の1の予算でたどり着けました。

Q:最初の新薬の発売に成功した後は？

A:その次にまた別の薬を作りたかったのですが、上野製薬からはもう1回成功したのだから新薬開発からは手を引きたいと宣告されました。当時はお金も使い切っていてありませんでしたし、景気も悪かったので資金も集められず、どうしようかと考えた結果、「Kuno & Company」と言う新薬に関するコンサルティング会社を立ち上げることにしました。年間の売り上げは**1億円**になり、2年間ほど続けました。

Q:いきなり1億円の売り上げ！すごいですね～。そんなにうまく行っていたのに何故アメリカに渡ろうと思ったのですが？

A:コンサルティング会社もうまく行っていたのですが、もう一回プロストンから新薬を作って患者に届けたいとの思いが強く、結局いっそのことアメリカに行ってやり直した方がいいのではないかと言う話になりました。と言うのも日本の場合は薬の承認までに時間がかかるほか、私たちがやりたかった全く新しい薬を生み出す分野については当時あまり機能していないと言う実態がありました。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

更には日本で行った実験結果などはアメリカでは通用せず、世界で販売するためには改めてアメリカでやり直さないといけないことがわかったので、今後世界に打って出るためには最初からアメリカでやる方がいいと判断しました。出来る場所に行こうと自然に思えたので難しい決断ではありませんでした。

Q:2つ目の新薬を開発するまでの苦労話は？また資金難にも直面したそうですが？

A:1996年には最初に開発した薬のロイヤリティーも入り始めていたので、それを元手にしてアメリカで上野と共に創薬ベンチャーの**「スキャンポファーマシューティカルズ」**を1997年に立ち上げ、私はCEOに就任しました。一方でジョージタウン大学のビジネススクールに2年間通いながらビジネスを勉強し、習った事をすぐに実践で使って行きました。

2002年にお金がなくなった時に投資家を募ったほか、最終的にまたお金がなくなった時にはまた新薬の販売権を武田薬品に合計200億円で売る（マイルストンを含む）ことにし、2006年に2番目の新薬**「アミテーザ」**の販売にこぎ着けました。

借金も全て予定通り返しましたよ！上野の父も**「ワシを超えたな」**と最後には認めて下さいました。上野もとても喜んでいました。

Q:2000年には若い芸術家や科学者、起業家への支援を行うS&R財団を上野さんと共に設立されましたが何故？

A:私自身もこれまで色んな人が物心両面で助けてくれたからこそ、ここまで来ることができたと言う思いがあったので、自分も次世代の人に何かを返したいと考えました。工学博士で会社経営者でもあった私の父は**「イノベーションは個人からしか来ないんだ」**と常々言っていたのが印象的だったので、私もこの人だ、と思った「個人」を初期段階から応援したいなと考えていたのです。アメリカに来たらやりたかったことの1つでした。

Q: S&R 財団では現在どんなことに取り組んでいるのですか？

財団の本拠地のエバメイ

A:この財団で目指しているのは主に芸術、科学、社会起業の分野で個人の力を通して世界に貢献していくことです。例えば「ワシントンアワード」と言う芸術家に対する賞や「上野アワード」と言う科学者向けの賞を毎年出しているほか、社会起業を目指す若者を様々な面から支援する「ハルシオンインキュベーター」と言うプログラムを運営しています。京都大学や慶応義塾大学など日本の大学と提携してそれぞれの大学から毎年10名くらいワシントンDCに短期留学してもらい、国際機関や大学を訪れ24時間同じ場所に住み込んで過ごす「グローバルリーダーシッププログラム」を数年前から始めたほか、ジョージタウンにあるエバメイと言う財団の本拠地で、才能ある芸術家たちが演奏を行う「Overtures」と言うコンサートシリーズ、更には「国際レジリエンス研究所」と言う新しいシンクタンクも始めたので毎日大忙しです。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

Q：今財団の規模はどんどん大きくなって行っていますが、他にも力を入れている事があるとか？

A：はい。私の人生では2人の天才に出会いました。1人目はパートナーの上野。もう1人は数年前に出会ったアメリカ在住の若い日本人研究者です。AIDSやマラリアなどの感染症やガンに効能があるワクチンを開発したいと言うその若者のアイデアが素晴らしかったので数億円を投資して、上野と彼と一緒に会社を起業しました。いつか開発したワクチンで更に多くの人に貢献したいと思っています。

久能祐子さん。エバメイにて

Q：起業を目指している若者へのアドバイスは？また日本の女性へのアドバイスは？

A：起業する事や女性として働く事は目的ではなく単なるツールです。どの山に登りたいのか、**どこに行きたいのかを自分で考えてそれを4次元的に、第三者の目でも見ることが必要**です。

最近はスキルだけを磨く人が多いですが、**まずはセンスを磨く方が大切**です。そして自分を解放すること、誰から強制されたものではないけれど自分がしたいから選択するのだと、自分で決める事が大切。何か責任感のあることをするのは孤独なことですが孤独に耐えるのに役立つのは自分を信じる力を付ける事です。そのためには自分で決めて行く力を養わないといけないのです。センスを磨くのは直感力や決断力、想像力を養う事だと思います。**ゴールを空想して想像する力が大切**です。だからどんどん妄想して下さい（笑）。

大抵、**怖くなるのは他人が作ったステージに自分が乗っているから**です。小さくてもいいから**自分が作ったステージの上に乗っていれば怖いものがなくなります**よ。自分の人生は自分で作りあげていくしかないですからね。

Q：ありがとうございました！

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

森　守弥子（もり　すみこ）プロフィール

フジテレビ記者。慶応義塾大学卒、ハーバード大学院卒。ハーバード大学客員研究員。

フジテレビで社会部（東京地検特捜部、文部省、科技庁、気象庁）、経済部（財務省、日銀、東証、自動車、流通、財界）の取材担当を経て、政治部で首相官邸サブキャップ、野党キャップ、与党キャップを務めたほか、ワシントンDC支局長などを歴任。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントン月報（第113回）
「30年闘争記（3）～アメリカ法律事務所のあれこれ～」

米国弁護士　服部 健一

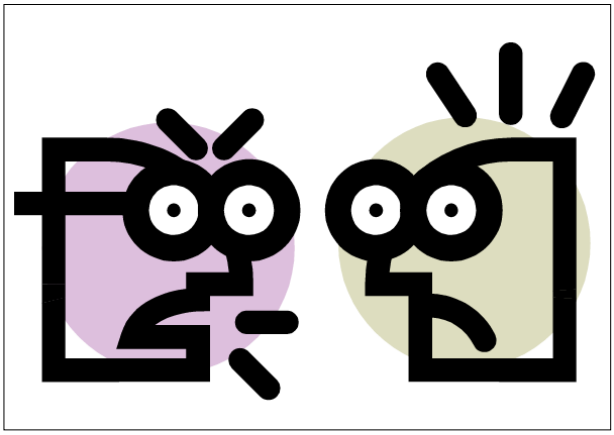

老獪なアダムス弁護士の経営戦略を調べるため、私とビリー・ウィルソンはパートナーシップ協定を引き出しの中から引っ張り出して調べてみた。今まではこの新しい事務所を運営し、発展させるためにあまりに忙しく、正直、ろくに読んでいなかった。さて、その内容を紹介するためには、アメリカ法律事務所の弁護士の種類やパートナー制という制度を理解する必要があるので、今回はまずその説明をざっと行う。

法律事務所の運営にはパートナー運営方式、意思決定方式、パートナー・アソシエートの収入配分方式、新しいクライアントをどの弁護士のクライアントとするべきかの決定方式（これは弁護士にとって死活問題になる）、事務所の管理運営等々の非常に多くのファクターがあり、これらの方式の決定システムを記載しているのがパートナーシップ協定である。その中で最も重要なのはパートナーやアソシエートの収入配分を決定する方式であるが、そのフォーミュラを紹介する前に弁護士の種類を説明する必要がある。

1. 弁護士の種類

法律事務所で働く弁護士は大別すると大体パートナー、アソシエート、そしてオブ・カウンセルの三種類になる。

a) パートナー

パートナー弁護士（正式なものはエクイティ・パートナーという）とは法律事務所の運営に必要な資本金（capital）を投資し、事務所の財産を共有し、事務所の毎年の純益を分配する経営弁護士である。パートナーの収益は事務所の利益を分配するため、利益がない事務所のパートナーの収入はゼロになる危険がある。

パートナー弁護士になるためには自ら投資して法律事務所を設立するか（但し顧客がいなければ出来ないが）、あるいは既存の法律事務所にアソシエート弁護士として10年近く働いて功績が認められるとパートナーに昇格できる。アソシエート弁護士の売り上げの大体3分の2は事務所の収入になるので、それだけ献上（大体、10年間で3～5億円位である）したことになるからである。

一度パートナーになると普通は引退するまでパートナーとして法律事務所の利益の分配を享受できるので、簡単にはパートナーにはなれるものではない（大体まともな法律事務所になると必ず定年制の条文を設定するが、年齢差別は憲法違反になるのでその条文の強制執行は難しい）。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

又通常のジェネラル・パートナーシップ（下記のLLPとかの限定が一切ない伝統的のパートナーシップ）では、一人のパートナーが負う責任は全パートナーの責任となり、事務所の財産のみならず、個人財産まで波及するのでパートナーの人選には慎重になる。そのため、近年はあるパートナーの責任は、そのパートナーについては個人財産の一部（家を除く）まで波及するものの、他のパートナーについてはそのパートナーの事務所の財産のみにしか波及しないように責任を制限したLimited Liability Partnership（LLP）やCorporation化するところが増加している。

普通は非常に真面目に働き、能力と人格が認められたアソシエート弁護士は大体パートナーになれるものであるが、巨大事務所になるとクライアントを導入しないとまずパートナーにはなれない。理由は簡単で、クライアントや仕事が増加しないでパートナーが増加すると平均収入が下がるからである。つまり、多くのクライアントを有する弁護士（大事務所だと数100万ドル位のクライアントが必要）、特殊な能力を有する弁護士、あるいは大企業の特許部長や特許庁長官のような大物で、ネーム・バリューで相当の仕事が取れる可能性がある場合はいきなり大法律事務所のパートナーになることもある。しかしこのような例外的な大物以外では多少著名な弁護士程度ではまずオブ・カウンセルとして採用され（その場合は大体固定給で出発する）、2、3年ほど様子を見てからパートナーになることが多い。

b) リミテッド・パートナー

一口にパートナーといっても今日の法律事務所では色々種類があり、法律事務所に就職して5年ほどしてとりあえずなれるのがリミテッド・パートナー（Limited　Partner）である。この段階では法律事務所の純益を享受するのではなく固定給か歩合（大体自分の売上の40%くらい）のままである。つまり、数年内に本物のパートナーに成れるという準パートナーである。

このリミテッド・パートナーを数年間勤めると、いよいよ本格的パートナーであるエクイティ・パートナーになれる。このエクイティ・パートナーになると初めて事務所の純益を分配されることになる。しかし法律事務所が大きくなるとエクイティ・パートナーでも2、3段階取るところも多く、本当のエクイティ・パートナーは大きな事務所でもわずか数人という事務所も多い。

これらのパートナーに加え、最近は給与はアソシエート弁護士のままでも、とにかくタイトルだけでもパートナー（name-only　partner）を付ける事務所も多い。プロ特許の時代で、若い有能な弁護士が他の良い事務所にどんどん引き抜かれるのでタイトルだけでもパートナーをつけないと事務所にとどまらないからである。

従って、パートナーといってもどのランクにいるパートナーか十分確認する必要がある（本人は都合の悪いことは何も言わないであろうが）。
この後に紹介するパートナー収益の分配フォーミュラは、原則としてこのような本格的エクイティ・パートナーのための計算方式である。

c) アソシエート

アソシエートとは要するに雇われ弁護士ないし弁理士である。ほとんどは固定給で働き、法律事務所によっては歩合制を取るところもある。初任給は法律事務所が大都市にあるか地方の都市に

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

あるかによって異なり、特許弁護士の給与はシリコンバレーが先鞭を付けると言われ、そこでは12万ドル位、ニューヨークで11万ドル、ワシントンDCで9～10万ドル位といわれる。

アソシエート弁護士は最低でも自分の給与の三倍の売上が要求される。つまり自分の給与の二倍の部分は全て事務所の収入になる。大事務所では一年間のミニマム・ビリング時間が1,800～2,000時間位は要求される。これに達しないとクビになる。稼ぎのよいアソシエートが多ければ多いほどパートナーの収益も高くなる。

アソシエート弁護士は将来パートナーになることを夢見て必死に働く。法律事務所によっても異なるが3年位働くとタイトルだけパートナーになれるかメドが立ち、5年働くとリミテッド・パートナーになれるか分かってくる。つまりこの時点で何等かの理由（稼ぎが悪い、能力、人格に問題がある等）でパートナーになれない弁護士には、事務所が将来パートナーに昇格させることが出来ないことを伝え、そのままシニア・アソシエートあるいはオブ・カウンセルとして事務所に残るか、他の事務所へ転勤することを暗に勧める事が多い。弁護士によっては経営や人事の雑務をきらい、このようなシニア・アソシエートないし下記のオブ・カウンセルとして自ら残るものもいる。

d) オブ・カウンセル

オブ・カウンセルはいわゆる顧問弁護士ないし弁理士である。これも給与と歩合制の二通りがある。普通は法律事務所のパートナー・トラックとは一切関係のない契約弁護士のようなものである。例外としては外部から新しい弁護士を雇ったり、パートナーに成り得る人物が就職したときに、様子を見るために一年ほどオブ・カウンセルとして働く場合もある。またアメリカで資格が一切ない日本人弁護士、弁理士はアソシエートとも異なるのでオブ・カウンセルとなることもある。

2. 弁護士の時間チャージ

弁護士の時間チャージは特に法的に決まったものはなく、全て各事務所が適宜設定している。普通は若いアソシエートで時間チャージは250ドルから出発し、年とともに上がり300～350ドル位である。アソシエート弁護士は1年間で約2,000時間のチャージ時間を要求されるから、その売り上げは60万ドルになり、そのうち20万ドルが自分の給料で、40万ドルが事務所の収入になる。パートナーになるまで10年かかったとすると事務所に400万ドル（約4億8,000万円）献上したことになる！パートナーというタイトルがつくと400～450ドル位になり、シニア・パートナーになると500～600ドル位になる。

大事務所の訴訟弁護士になると700～800ドルは当り前になり、訴訟を指揮するリード・カウンセルになると900ドルになるエリート弁護士もいる。

弁護士を補佐するパラリーガルも時間チャージ100～150ドル位で働いており、特殊パラリーガルになるとアソシエート並みのチャージをする者も大事務所にはいる。

しかし、弁護士のチャージはこのように時間チャージで決定されるのでそうべらぼうに高い額になるものではない。但し訴訟になると数人、場合によっては10人近くの弁護士が一斉に働くので雪だるま式に増額して行く。企業はここをチェックして気をつけるべきである。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

又、弁護士は法廷で専門家証人として証言することもある。これは訴訟が主題ある法律の専門的な問題になった場合、その法律を十分理解している弁護士を証人として立てて、証言させる必要が出るわけである。たとえば、アメリカ企業がアメリカの法律事務所経由で日本に特許出願することがあるが、法律事務所のミス（malpractice）で日本特許を取り損うことがある。その時アメリカ企業はその法律事務所を訴える。訴訟を引き受けるのは法律事務所の保険会社が雇う弁護士だが、その時、もし出願していれば本当に日本で特許が取れたかどうかで損害賠償の額は大幅に変る。そこで手前ミソだが小職や我が事務所のパートナーの木梨弁護士がたまにこのような仕事を受ける。その場合は専門家証人として通常の時間チャージより高くなる。こういう証言ができる特許弁護士は米国には数人しかいないからだ。

さて、いよいよ次は当時のアダムス、ウィルソン、服部法律事務所幻のフォーミュラの紹介である。

（続く。この物語は実在の人物、弁護士、事務所とは一切関係ありません。）

Illustration by Emi Kikuchi

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

今月の書評

「テロとの戦い」の名の下にやりたい放題の「軍産複合体」

『いかなる代償も払う』
ジェームズ・ライゼン

ポトマック・アソシエーツ　池原 麻里子

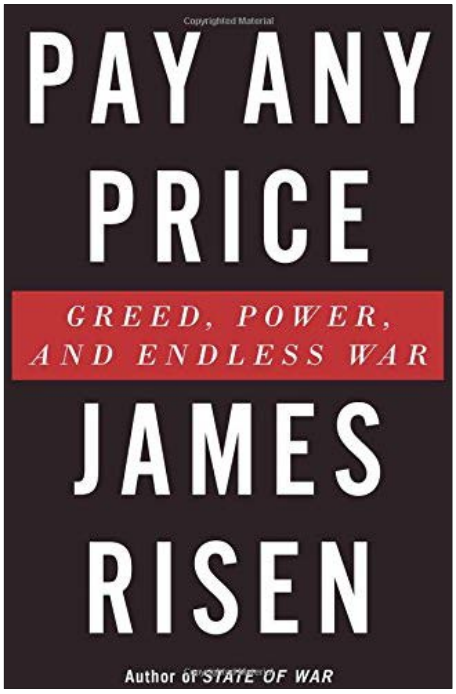

『いかなる代償も払う』
ジェームズ・ライゼン
（ホートン・ミフリン・ハーコート）

読書中にこんなに腹が立って、呆れたかえったことはない。丁度、2014年12月9日、上院情報委員会が、9・11同時多発テロ以降、CIAがテロ容疑者らに残虐な拷問を行ったものの、具体的な成果は得られなかったという報告書を発表した矢先のことだ。記事などから断片的に知っていても、本書で羅列された拷問も含めた米政府のひどさには愕然とする。

ニューヨーク・タイムズ紙の辣腕調査報道記者ジェームズ・ライゼンは、CIAによる拷問やNSAによる国内諜報活動を始め、イラク、アフガニスタン戦争関連のスキャンダルについて、現・元政府関係者に取材して本書をまとめた。中には当時、上司がホワイトハウスからの圧力に屈して、ボツとなっていた記事も含まれている。

ライゼンは『戦争大統領－CIAとブッシュ政権の秘密』（2006年）で、同じく盗聴や、CIAによる拷問について暴露した。CIAの対イラン策謀に関する情報をメディアに提供したかどで起訴されたCIA職員の裁判での証言を拒んだため、自身が起訴された。このケースは最高裁まで行き、最高裁はライゼンの上告を却下した。だた、情報源は明かさないが一定の情報を提供しても良いというライゼンのポジションを受け入る方向で司法省は動いており、ライゼンは投獄は免れるようだ。

さて、本書で明らかになるのは、9・11同時多発テロ後、「テロとの戦い」の名の下に展開されている軍産複合体のやりたい放題、税金と権力の濫用、人権、公民権侵害である。立法府や司法による行政府監視が全く機能していない。

例えば、イラク戦争直後に米政府がバグダッドに空輸したドル紙幣は約140億。うち、約20億ドルが盗まれ、10億ドル以上がレバノンに隠されているという。米政府はそのありかを知っているのだが、取り戻す努力はしていない。ばら撒かれた現金の管理記録も残っていない。イラク駐在の米兵が帰国後に急に羽振りがよくなったケースもあり、2004年から2008年で35人が逮捕され、1,700万ドルの罰金が課された。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

「テロとの戦い」では、アルジャジーラ放送に隠されたメッセージを分析できると売り込んだりと、ワシントンのコネを利用して、ひと儲けを企む詐欺師も後を絶たないが、一番儲けているのは軍需産業だ。例えば無人偵察機メーカー。オバマ政権になってから利用頻度は増えた。だが、無人偵察機を操作している米兵が、無実の市民を殺害してしまうこともしばしば。反米感情は悪化し、新しいテロリストが誕生する。

また、チェイニー元副大統領が会長だったハリバートンの子会社KBR。軍最大の下請け企業としてイラク、アフガニスタン等で、米兵の宿舎や食事など全て担当。その巨額な請求の監査を試みた担当者を追放するほどの政治力がある。KBRはイラクで2003—2009年、10エーカーの穴で毎日250トンのゴミを焼却し、健康を害した兵士も多い。KBRが杜撰に建てたシャワーで感電して死亡した米兵も十数名。現在、最高裁でKBRの責任について争われている。

NSAによる非合憲の米国内監視について内部告発した者達は、政府に告訴され、弾圧された。エドワード・スノーデンが国外逃亡したのも無理はない。

2012年の計算によると、「テロとの戦い」に10年で4兆ドルが費やされた。テロ対策には1,200以上の政府機関、2,000以上の民間企業が関わっている。2010年時点で85万人以上が機密情報取扱許可を保有。これらの数字は、現在さらに増えているはずだ。情報活動予算は2001年から倍増し、2013年には700億ドルだった。近年はサイバーセキュリティーがキーワード。それで一儲けを企む者が後を絶たない。テロとの戦いは終わりがなく費用はかさむばかりだ。

（ニューリーダー1月号より転載）

Illustration by Emi Kikuchi

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントン自転車散歩：第3回
「法規とマナーについて」

釣熊

道路・トレールは自動車や歩行者、他の自転車など様々な人が利用します。事故の危険を減らし、気持ちの良いサイクリングを楽しむためには必要最小限のルールとマナーを心得ておく必要があります。今月は予定を変更して「法規とマナー」についてお話しさせていただきます。堅苦しい話ですが、重要なことなのでお付き合い下さい。

【一般道路上の法規とマナー】

自転車に関する道路交通法の主なポイントを表にまとめました[1]。参考ウェブサイトへのリンクも掲載しましたのでご自身でもご確認ください。

	Washington DC	Maryland	Virginia
原則	道路上を走行する自転車は、自動車と同じ権利義務を有する		
前照灯・後尾灯	夜間走行時は前方500ft（≒ 150m）から確認できる白色の前照灯と、後方50ft~300ft（≒ 15m~91m）で車のヘッドライトで確認できる赤色後尾灯または反射板が必要	1,000ft （≒ 300m）先の人や車の視認が難しい状況で、公道を走る場合は前照灯と赤色後尾灯または反射板が必要	日没後~日の出の間は500ft（≒ 150m）先から視認できる前照灯が必要。また、すべての自転車は600ft（≒ 180m）離れて視認できる赤色後尾灯または反射板が必要
警報装置（ベルなど）	100ft（≒ 30m）先まで聞こえる警報装置（ベル等）が必要	ベル等の警報装置を付けても構わないが、サイレンは禁止	不要
ヘルメット	16歳以下義務付け	16歳以下義務付け	一部自治体で14歳以下義務付け
一方通行進入・逆走	禁止（補助標識で認められた場所を除く）		

1　参考ウェブサイト：
Washington DC: http://ddot.dc.gov/page/bicycle-laws
Maryland: http://www.marylandbicyclelaws.com/
Virginia: http://www.virginiadot.org/programs/bk-laws.asp

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

走行基本ルール	• 右側通行。 • 右寄りレーンを走る義務はない。 • レーンの右端を走ることは事実上要求されていない[2]	• 右側通行 • 右寄りレーンを走行 • 流れにのって走行する場合、一方通行路、左折時、障害物回避、道路が狭い場合はどのレーンを走っても構わない。 • 最高時速50mph以上の道路では走行禁止	• 右側通行 • 右寄りレーンを走行 • 流れにのって走行する場合、左折時、障害物回避、道路が狭い場合はどのレーンを走っても構わない
バイクレーン走行義務	バイクレーンのある場所でも他のレーンを走行しても構わない[2]	バイクレーンがある場所では追い越しや障害物回避する場合を除き、バイクレーンを走らなければならない	バイクレーンのある場所でも他のレーンを走行しても構わない
並走	2台まで並列走行可能		
左折	車と同様に中央線よりから左折することができる。		
歩道走行	禁止されていない限り歩道走行は可能。歩道上では歩行者優先。DCのCentral Business District内[3]は原則歩道走行は禁止。		
二人乗り	禁止（複数乗員のシートがあるものを除く）		
アルコール・薬物等の影響下での運転	禁止		
携帯電話の通話	違法ではない	【不明】	【不明】
イヤホーンの使用	規制なし	両耳を塞ぐことは禁止	両耳を塞ぐことは禁止

車に比べれば自転車が摘発されるケースは少ないかもしれませんが、自転車の違反に反則金等罰則が科される場合がありますし[4]、事故が起これば違反がサイクリスト側の過失相殺材料になることは言うまでもありません。

現実問題として、車道上ではロードサイクルでも最弱者です。League of American Bicyclistsによる2011年から2013年の自転車死亡事故調査結果[5]によれば、車に追突されるケースが全体の40%で最も多く、次いで横から車にぶつかられるケース（11%）、相手に横からぶつかるケース（10%）、正面衝突（7%）の順になっています。車の運転手側の責任を加重する要素として不注意（42%）、

2　レーン幅11feet（≒ 3.3m）以下の場合レーンの右端を走る義務がなく、かつワシントンDC内の道路はほとんどの場合レーン幅が11ft以下であるため。
3　Massachusetts Ave.とD Street、23rd 22ndで囲まれた部分
4　Washington DCでは、危険な運転、標識・信号無視、定員違反などの違反に$25の反則金を課す規定があります。
5　http://www.bikeleague.org/conten__t/new-report-every-bicyclist-counts

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ひき逃げ・当て逃げ（36%）、アルコール・薬物影響下での運転（12%）が挙げられ、サイクリスト側の責任を加重する要素として左側走行（23%）、優先違反（17%）、歩道走行（9%）が挙げられています。自分で車を運転する方には「一方通行を逆走する自転車」「左側通行の自転車」を意識するのが難しいことはお分かりいただけると思います。サイクリスト側は自分の身を守るためにも規則を守ることが大切です。

歩道上は歩行者優先です。道路を塞ぐように歩行者が歩いている場合は自転車を降りて押すか、これが嫌なら車道を走りましょう。また、車道を小さいお子さんと走るのは止めましょう。自転車を安全に楽しめる場所は他にもたくさんあります。

【トレール上の法規とマナー】

トレール上の規則は一般道路に準じますが、速度の速いロードサイクルは他の利用者にとって危険な乗り物であることを認識することが重要です。トレール走行上の注意点は、さまざまな利用者がお互い気持ちよく、安全に利用できるような「ロードシェアリング」を実現することにつきます。具体的なポイントとしては以下の様な点が挙げられます。

トレールを利用する人々

- 追い越しの際は側方に十分な距離を取り、対向車線側（左側）から追い越す。対抗車線に利用者が居る場合は無理に追い越さずにタイミングを計って追い越しをかける。
- 追い越す際に自分の存在を知らせる。自転車を追い越す場合は“On your left（左から抜く場合）”と声をかけるのが一般的です。歩行者に対してベルを響かせて通るのもあからさまに「どけ！」と言っているようで気持ちが悪いので、釣熊は熊鈴（トレッキングなどでクマに人の存在を知らせるために使う鈴）を利用しています。
- 路上での停止はなるべく避け、混雑などの理由が無い場所で停止する場合は必ず後方確認をする。自転車にはストップランプが付いていないので、いきなり止まると後ろからくる自転車に追突されるおそれがあります。逆に、他の自転車に追走する場合は急停車されても追突しないよう車間距離をとりましょう。進路変更や停止時には手信号を併用するのも有効です。
- 並走はなるべく避ける。一般道路では2列までの並走が認められていますが、狭いトレール上では並走はなるべく避けるべきだと思います。
- 小さい子供と一緒に走る場合は、保護者が危険を回避させられるポジションを取る。前後を大人が走りスペースを確保する、路肩側を走らせて並走する、すぐ前に出られる位置で子供を追走する等の方法があります。大人が前を走ると子供は無理についていこうとするので却って危ないように思います。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

【ライディングテクニック〈基本のキ〉:ブレーキング】

自分で止まれない・曲がれないスピードで走るのは止めましょう。ブレーキが効かない等整備不良の自転車は論外です。

筆者は日本で大型オートバイにも乗っていましたが、スピードが出やすい下りのブレーキングは二輪車にとって大変難しいと感じています。コーナリングや登り坂・下り坂など車の姿勢により前後車輪のロック[6]のしやすさが変化するのが二輪車の特性です。制動力はロック寸前で最大になるのですが、二輪車の場合前輪をロックさせるとほぼ間違いなく転倒するので、状況に応じて前後輪へのブレーキ入力をコントロールしなければなりません。さらに車体が軽い自転車は体重移動で前後の重量配分をコントロールできるので、ブレーキングはライダーの技量次第という面が大きいのです。下りでは、先行者が突っ込んだスピードで自分もコーナーに入れると考えることは厳禁です。

コーナリング中はタイヤの接地面積が小さく、ブレーキの余裕が少なくなります。転倒のリスクを減らし、最大の制動力を得るには車体が直立した状態でブレーキングしなければなりませんので、コーナーに入り車体が傾く前にブレーキングを済ませるのが原則です。また、ブレーキレバーをいきなり強く握ると車輪(特に、前輪)がロックし、転倒する恐れがあるので、プログレッシブに握るようにしてください。安全な場所でフルブレーキングを体験しておくと良いと思います。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

釣熊自己紹介:釣りの足にフォールディングバイクを購入、さらにロードレーサーに乗り始めた娘に触発され、昨年シクロクロスバイクを入手しワシントン周辺を走っています。シーズン中の天気の良い週末は釣りに行くか自転車に乗るかが悩みの種です。このたびブログ開設しました。(http://tsurikumajcaw.blogspot.com/)釣行記や自転車散歩の記事ををアップしていきますので気が向いたら遊びに来てください。ご質問なども歓迎いたします。

6　車輪の回転が止まった状態で路面を滑っていくこと

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

連載小説「ワシントニアン・イン・ラブ」
～第三話　桜の季節～

愛川 耀

～前回までのあらすじ～　駐在員妻の永井真由美（35歳）は夫敏志のドタキャンで一人でオペラを観に行き、三田村翔という学生に出逢い心惹かれる。バツイチの友人金子彩花に不倫はバレると忠告されたが、翔の面影を忘れられない。

・・・・・・・・・・・・・・・

駐在員夫人仲間に桜並木が美しいと教えられて、真弓はケンウッドの住宅街を訪れた。

私道に車を停めさせてもらい、街路樹の桜がピンク色の美しいアーチを形作っている小道を歩く。両側にはそれぞれ趣の異なる邸宅が立ち並び、子供達がホームメードのレモネードやクッキーを花見客に振る舞って小遣い稼ぎをしていた。兄らしい男の子にまとわりついている、お人形みたいに可愛い小さな女の子。

頭上から舞い落ちる桜の花びらに歓喜の眼差しを向けながら、真弓は不意に淋しさを憶えた。結婚したからには子供が欲しいとは思っていたものの、自分達夫婦はまだ子供に恵まれない。

不妊というより、どうやら夫の敏志は妻たる自分に性的関心を失ったように思える。今時セックスレスなんて珍しくない、と女友達に慰められたけれど、もう三十代も半ばで妊娠するには高齢になりつつあるので、そろそろ敏志と真面目に話し合わなければいけないはずだ。いったい子供を作る気があるのかどうか、と。

ふと、若い翔の面影を思い浮かべていた。いつも笑みを湛えている優しげな眦。女の子みたいに整った形良いセクシーな唇。柔和なマスクには不釣り合いにも感じられるがっしりとした男らしい体躯。今より十歳若かったら、間違いなく彼に恋していたに違いない。

それに学生時代だったら、好きな男子学生に電話するぐらい、難なくできたはず。真弓は思いついてスマホを取り出し、メモリーに入れた翔の電話番号をプッシュした。

いや、いったい何を考えているのだろう。

思い直し、慌てて電話を切ったのだった。十歳も年下の若い男の子に電話するなんて、人妻がやるべきことではない、ということぐらいわかっている。桜を見上げて、真弓は一人で苦笑した。

だから彼から折り返しのメールをもらった時は、驚いた。

「真弓さん、お元気ですか？　レポート書きに追われていました。日曜日にまたデートしませんか？　翔」

デート、という文字に思わず胸が躍る。だとすると、一緒に映画を観たのもデートだったと考えていいのだろうか。

嬉しい想いと同時に、結婚している事実を彼に打ち明けていないことが苦く思い起こされた。しかし、出逢った日には結婚指輪をはめていたのだし、向こうだってそれとなく気づいているのではなか

＊愛川耀（ペンネーム）は恋愛小説作家。ワシントン生活を綴るフォトブログ（料理レシピ付き）を好評連載中（http://blogs.yahoo.co.jp/aikawaakihome）。『DRESSシャンパン色の恋』(幻冬舎)及び『乱舞・あなたの腕の中で』（ディスカヴァー・トゥエンティーワン社）を出版。『絆』『皇居端恋物語』『LOVE電撃結婚』『あの夏』『マイ・シンデレラ』『ディナー・クラブ』を電子出版（ブログで公開中）。

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ろうか。彼みたいに若い独身男性が十も年上の女に興味を持つとは考えがたく、きっとからかわれているだけだ。

夫の敏志が日曜日はゴルフコンペだと語っていたことを思い出し、真弓は軽いノリで返信を打った。

「翔さん、喜んで伺います。どこで待ち合わせましょうか？　真弓」

送信して間もなく、翔から返事が来た。動物園へ行こうとの誘いだった。

マジ、動物園？　小学生じゃあるまいし、と笑いながらも、大の男からの可愛げのあるデートの提案に心が動かされている。動物達はまさか英語を喋るわけではないだろうから、映画を一緒に観て英語で筋を理解するのに四苦八苦するより嬉しい誘いだ。

OK、と短く折り返しながら、真弓は両腕を天高く掲げて万歳をしたい気分になった。

待ち合わせたメトロ駅で翔を待ちながら、真弓は落ち着かない。ジーンズにチェックのワークシャツ、ダウンのベスト、という若向きな恰好は、年甲斐もなくイタイと思われてしまうのでは、との不安を拭えないからだ。

向こうから背の高い男性が歩いて来て、それが翔だということが、遠くからでもわかった。こちらに気づいて大きく手を振って微笑してくれた彼に、真弓も元気いっぱいに手を振り返し、それと同時に懸念が吹き飛んでいた。

「今日は真弓さん、アメリカンガール風だね」

近づいた彼に友達風にタメロで言われて、何だか嬉しくなる。

動物園の門を入ると、彼が何気なく手を握ってくれた。思わず心臓が高鳴ったのが自分でもわかった。こんなトキメキを感じるのは、いったい何年振りだろう。

真弓は照れ臭さを誤魔化すために尋ねた。

「やっぱり、パンダから見る？」

翔が振り向いて笑いかけた。

「そうしたいと思っていたけれど、図星で当てられると、他の動物から見よう、って言いたくなる」

「それって、相当ひねくれているんじゃない？」

真弓がからかうと翔が抗弁した。

「だって、デートしているんだから、女の子を驚かしたいじゃない」

彼の言い方が少年っぽくて真弓はつい笑った。女の子、か。そういう年ではないけれど、素晴らしい春の陽気に煽られて、学生気分を真似て思い切りエンジョイしたくなる。

結局、動物園のスター、人気のジャイアントパンダは後回しにして、レッサーパンダから見ることにした。アライグマに似た縞柄の尻尾が可愛いレッサーパンダは、どこか翔に似ている。真弓がそう言うと、彼が言い返してきた。

「いや、このパンダ、真弓さんにそっくりだよ」

「いったい、どこがよ」

真弓が口をとがらせると、翔が笑った。

「小顔で愛嬌があって、可愛いところ」

失礼ね、と膨れてみせたけれど、本当のところは嬉しかったのだ。幾つになっても、可愛い、と男に言われて怒る女はいない。年下だとしても、好きな男には、可愛い女だと思われたいものだ。

そう考えたところで、真弓は慌てて自分を戒めた。いったい、何を考えているのだろう。若い翔との関係は友達みたいなもの。既婚者の自分は絶対それを忘れてはいけないはす。

「じゃ真弓さん、次は、ジャイアントパンダ、見に行こう」

真弓がうなずくと、翔に手を引っ張られた。駆け出した彼に遅れまいとついて行きながら、真弓の胸が弾んだ。走るのなんて、久し振りだった。長身で大股の彼に手を取られて動物園の中をパンダハウスに向けて一緒に駆ける。植え込みにはチューリップの花が咲き、あたかもおとぎの国を二人

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

で旅している気さえした。

昨晩のトンカツの残りを入れておむすびを握りながら、真弓は鼻歌でも歌いたい気分だ。一汁三菜。和食が好きな敏志のために和朝食を用意する。彼が好きなカツオ節を入れた卵焼き。朝食用に焼いた鮭の塩焼きも、一切れランチボックスに詰めることにしよう。

敏志はワシントンに赴任してしばらくは昼食を外食ですませてくれていたが、こちらはサンドイッチ屋ぐらいしかないそうで、ランチのアポがない日には弁当を作ることになった。弁当を用意する手間から解放されると期待していた真弓は内心がっかりしたが、今朝はその弁当作りさえ楽しく感じられる。

いったい一人暮らしの翔は毎日何を食べているのだろう。アメリカの外食ばかりでは身体に悪そうだから、お弁当でも作って持って行ってあげたいところだ。

そう考えたところで、真弓は我に返って頭を振った。

いけない、いけない。そういう家庭の匂いを持ちこむような女は重たくて男に嫌われる、って何かの雑誌で読んだはず。

着替えた敏志がキッチンに入って来たので、真弓は朝食をテーブルに並べた。

「ところで、さ来週から本社にしばらく出張だ、って言ったっけ？」

椅子に腰かけた敏志に告げられて、真弓は彼の顔を見つめた。

「言ってないわよ。それって、初耳だけれど」

「あ、そう。でも、今言ったよな」

味噌汁に箸をつけはじめた敏志に、嫌みの一言も返したくなる。

「で、私はここでお留守番、っていうわけ？」

敏志は顔を上げると、なだめるような声を出した。

「こっちに来たばかりなんだから、まだ、日本に帰らなくてもいいだろう？　俺は仕事で一時帰国するだけだしさ。友達も、できたんだろう？」

一瞬翔の面影を想い浮かべ、真弓は急いでその映像を押しやった。

「友達、って言ったって、そんなにいないわよ。あなたがいないと、重いミネラルウォーターの買い出しとか、できないじゃない。それに、高速に乗るのだって、まだ一人じゃ不安だし」

「水ぐらい、この週末に買っておいてやるよ。ま、運転は気をつけて。高速に乗らなくたって、普通の道を走ればどこでも行けるさ」

何やらスマホでネットを読みはじめた敏志を真弓は睨んだ。

別にいないと困るというわけではないけれど、日本への出張に合わせて妻も一時帰国させてやろう、と思いついてくれない夫に、腹を立てていないと言えば嘘になる。

真弓が電話でグチると、彩花に笑われた。

「男の甲斐性の問題じゃなくて、家計の問題でしょう？　昔に比べて航空運賃は倍になっているんですもの。家計の大蔵省たる奥様のご判断次第だけれどね」

彩花に言われて、真弓も納得せざるを得ない。

それに、と彩花が付け加えた。

「真弓ちゃん、絶好の機会じゃない。旦那は東京、思い切り羽を伸ばして遊べるわよ」

彩花が暗示したのは、翔とのことに相違なかった。（続）

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

English Rescue by Jennifer:
「日本人が間違いやすい英語表現(42)」

ジェニファー・スワンソン

Synonyms #5

Students of English who have lived in an English speaking country for over 3-5 years have usually mastered English communication, grammar and conversation. However, everyone needs more vocabulary. I teach Japanese elementary, middle, high school and university kids, as well as adults. Everyone could expand his/her use of English vocabulary. Even native English speakers like myself could spend some time learning new words and how to use them.

We have already studied synonyms for **good, nice, bad and fast.** Many readers report that this study is helpful and although they know the words, they find it difficult to use the words in the correct situations.

Next we will look at synonyms for **"LARGE"**

1. broad - of great extent
   The speaker covered a broad variety of topics in his presentation.

2. considerable - rather large in size or distance
   Most people think New York is close to DC, but it's actually a considerable drive.

3. enormous - bigger than the common size
   Did you see his new car? It's enormous, especially for a family of three.

4. extensive - comprehensive
   The report was extensive, covering all possible outcomes.

5. generous - large or abundant in proportion
   This restaurant always serves generous desserts, so we should order 1 and eat it together.

6. hefty - weighty or massive in size
   I can't read this hefty report in one night, it will take at least a week.

7. immense - vast, huge in size
   Driving across the US will give you an idea of what an immense country it is.

8. massive - large in scale, mass or degree
   The Sakura Matsuri is a massive undertaking for Japan America Society, especially considering they depend on hundreds of volunteers.

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

9. substantial - ample in amount or size
   I heard the company made a substantial donation to this year's activities.

10. vast - great in size
    The American southwest is a vast desert, with few houses or services along long stretches of highway.

Practice:

1. Before we make a decision, I suggest the committee conducts _____ research to determine the best way forward.
2. _____ amounts of tourists descend on DC to see the cherry blossoms in April.
3. _____ time has been spent on this project, so we need to see it has a good result.
4. Attending the conference will give you a _____ sense of the new technology available in your area.
5. DC parking police charges a _____ fine for parking in a bus zone.

Answers: 1. extensive, broad; 2. massive, vast; 3. considerable, extensive; 4. broad; 5. hefty, massive, substantial

～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経歴を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店:Jennifer Swanson/四軒家 忍 (著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。
http://about.me/jenniferswanson

日米協会英語レッスンでは第19期生徒を募集中です。
詳しくは:http://www.jaswdc.org/Default.aspx?pageId=1497151

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

4月号　編集後記

日本各地から「桜満開」の便りが届く季節になりました。会報がお手元に届くころにはワシントンの桜も満開を迎えていることでしょう。この季節は異動の季節、柳原前会長を始め幾人かの商工会の先輩がワシントンを離れ、新たな地へ旅立たれました。

『力強い女と子供』(1922)
国吉康雄
スミソニアンアメリカ美術館所蔵

4月3日より、スミソニアン・アメリカ美術館で国吉康雄(1889-1953)展が開催されています。10代で渡米した国吉はロスアンゼルス、ニューヨークで美術を学び、1929年にはニューヨーク近代美術館「19人の現代アメリカ画家展」に選出されるなど、20世紀の現代アメリカ絵画を代表する1人として活躍しました。しかし、この時代日系移民一世の国吉に米国籍取得は認められず、戦争中は敵性外国人という立場に置かれながら米国政府による対日プロパガンダの仕事を引き受けています。戦争が国吉の活動と作風、そして作品の見られ方にも影響したであろうことは想像に難くありません。戦後移民帰化法が改正されアメリカ国籍取得の道が開けたのですが、国吉は国籍取得手続きの終了を待つことなく、1953年に没しています。

今日、多くの人が満開の桜を愛でてくれますが、100年以上の歴史の中では桜を見る目が違っていた時代があったかもしれません。旅立ちと出会いの季節、桜の美しさを純粋に受け入れてもらえる時代をもたらした先人達に感謝するとともに、次の世代に受け継いでいけるよう微力ながら力を尽くしたいと思います。

広報担当　坂元・篠崎

会報郵送有償サービスのご案内

会報は紙資源節約と郵便料金など経費節約の観点から原則としてWEBベースでご覧いただいておりますが、WEB環境が不十分な方のために希望者にはプリンターで印刷した会報を郵送いたします。料金・お支払い方法等の詳細をご案内いたしますので、ご希望の際は、下記までご連絡願います。

ワシントン日本商工会事務局
TEL: 202-463-3947　FAX: 202-463-3948　Email: office@jcaw.org

JCAW Copyright © 2015 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。